

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から8年2月まで

申立期間当時は、20歳になる前に交通事故に遭ったために、20歳になってからも通院しながら個人経営の事業所で勤務していた。同事業所は社会保険の適用事業所でないことは分かっており、国民年金に加入しなければならないことは理解していたので、母親に依頼して、自宅の近所や市中心部の金融機関で保険料を納付してもらっていた。保険料を未納のままにして放置することは考えられず、未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人には、申立期間以外に2回、平成9年4月及び同年5月、20年4月及び同年5月の被保険者期間があるが、いずれの期間の保険料も納付している上、申立人の家族には未納期間及び未加入期間が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、20歳に到達した月である平成7年\*月に払い出されていることが推認でき、当該払出時点以降8年4月までの期間においては申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、A市では、申立期間当時には国民年金手帳記号番号の払出しがあれば、通常は納付書を送付していたとしており、申立人は、申立期間後の納付状況を踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで  
② 平成 15 年 7 月から同年 11 月まで

申立期間①については、婦人会の役員が毎月 20 日ころに自宅に集金に来て、同居していた母親が家族の保険料と一緒に納付してくれていた。当時は、世間体から保険料を納めなければならない意識が高い時代であったし、申立期間だけ未納であることは考えられない。

申立期間②については、体を悪くして、収入も無かった時期であった。当時、口座振替にしていた、残高不足で引き落としされなかったり、残高があれば引き落としされたりした記憶はあるが、保険料を納めるのは困難な状況であったので、A 市役所に出向いて免除申請手続きを行ったはずであり、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「婦人会の役員が自宅に集金に来て、同居していた母親が家族の保険料と一緒に納付してくれていた。」と主張しているところ、申立人の母親及び同居していた父親の納付記録は、制度発足当初の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまで完納となっていることに加え、50 年 4 月以降は付加保険料も納付済みとなっていることから、申立人の母親は、保険料納付に関する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は 6 か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間が納付済みとなっており、申立期間前後を通じて住所の変更が無く、生活状況の大きな変化をうかがわせる事情も無いことから、申立期間の保険料のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 申立期間②については、申立人は、「当時、口座振替にしている、残高不足で引き落としされなかったり、残高があれば引き落としされたりした記憶はあるが、体を悪くして、収入も無く保険料を納めるのは困難な状況であったので、A市役所に出向いて免除申請を行った。」と主張しているところ、オンライン記録及び預金口座の取引履歴から、平成15年7月から同年11月までの保険料は残高不足のため引き落としされず、同年12月から16年2月までの保険料は引き落としされていることが確認でき、口座振替による保険料の納付実態は申立人の主張と一致している上、オンライン記録から、16年4月に口座振替の辞退及び免除申請の手続を行っていることが確認できることから、保険料を納める余裕が無い状況であったにもかかわらず、自動的に口座振替が実施されていることに気づいて、口座振替の辞退及び免除申請の手続を行ったと考えるのが自然である。

また、申立期間②に係る国民年金保険料の免除申請を行い、当該免除が承認されたことを示す関連資料（免除決定通知書等）は無く、申立人の免除申請時期に関する記憶は曖昧であるなど、ほかに申立期間に係る保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から36年5月1日まで

私の所持する厚生年金保険被保険者証の被保険者資格取得日は、昭和35年11月1日になっているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、被保険者資格取得日が36年5月1日になっている。

申立期間もA事業所において、石工として継続勤務しており、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の子息の妻から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び申立人から提出された厚生年金保険被保険者証により、申立人は、昭和35年11月1日にA事業所において、同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、事業主の子息の妻から提出された37年8月27日付けの申立人に係る資格取得日の訂正届の控えから、社会保険事務所は、当該届出書に基づき、申立人の被保険者資格取得日を同年11月1日から36年5月1日に訂正したものと認められる。

しかしながら、申立人の勤務状況について、前述の事業主の子息の妻は、「申立人は申立期間も継続してA事業所において石工として勤務していた。」と供述しており、申立人の主張と一致している。

また、申立人は、「事業主から申立期間に係る厚生年金保険料を返還され

た覚えは無い。」としている上、事業主により申立人に対して厚生年金保険料を返還した事実を確認できる関連資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA事業所における資格取得日訂正前の昭和35年11月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る訂正届を提出しており、その結果、社会保険事務所は、当該保険料をその後に納付されるべき保険料に充当又は還付したと考えられることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和48年9月1日)及び資格取得日(昭和49年7月18日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から49年7月18日まで  
昭和48年に販売促進のため、A社の子会社として、C社が創業された際、同僚と二人で出向し、私は53年まで約5年間継続して勤務していた。  
申立期間の勤務状況等に変化はなく、継続して勤務していたにもかかわらず、この間の厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所(当時)の記録では、A社において、昭和46年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、48年9月1日に資格を喪失後、49年7月18日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、申立期間当時の同僚の供述及び申立人と同様に同僚から提出された給料支払明細書から、申立人がA社において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の給料支払明細書の総支給額及び申立人のA社における昭和48年8月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 9 月から 49 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合（現在は、B組合）における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月24日から同年7月24日まで

私は、昭和33年4月1日にC社（現在は、D社）に入社し、平成12年1月16日に定年退職するまで同社で継続して勤務していた。

申立期間は、C社からA組合に異動して勤務していた期間の一部であるが、同組合において勤務していた時も給与等の手続は、同社本店の人事部が代行しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、D社から提出された在籍証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和47年7月24日にA組合からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合における昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和40年9月26日、資格喪失日は42年1月25日であると認められることから、申立期間のうち40年9月26日から42年1月25日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年9月から41年9月までは2万8,000円、同年10月から同年12月までは3万3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月5日から63年3月31日まで

私は、Bに昭和37年4月5日から63年3月末日までバーテンダーとして勤務し、給料から厚生年金保険料が差し引かれていたことを給料明細で確認していた。また、45年9月にBで火災があったことも覚えており、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から61年11月までBを経営していたA社において、41年9月に同社の事業主に就任した者は、「申立人は、バーテンダーとして住み込みで勤務していた正社員であったと思う。」と供述していることから、申立人が、期間は特定できないものの、同社が経営していたBにおいて勤務していたことが推認できる。

また、前述の事業主は、「申立人については、正社員として処遇しており、社会保険にも加入させていたと思う。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と生年月日の生年のみが異なるものの、氏名が一致する基礎年金番号に未統合の昭和40年9月26日から42年1月25日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和40年9月26日、資格喪失日は42年1月25日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和40年9月から41年9月までは、2万8,000円、同年10月から同年12月までは、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月5日から40年9月26日までの期間については、41年9月以前のA社の事業主は既に死亡している上、当該期間において同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、連絡先不明等のため申立人の勤務実態に関する供述を得られない。

また、申立期間のうち、昭和42年1月25日から63年3月31日までの期間については、前述の事業主は、「私が事業主として経営に携わった41年9月から61年11月までの間、申立人が引き続き勤務していたということは無く、Bの従業員と結婚し、そのころに退社したと思う。」と供述しているところ、戸籍によると、申立人は、同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者と42年6月\*日に婚姻しており、当該婚姻届出年月日は、申立人に係る上記未統合の厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日及び前述の事業主の供述と符合する上、47年以降にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚が、「申立人を覚えていない。」旨供述している。

このほか、申立人の昭和37年4月5日から40年9月26日までの期間及び42年1月25日から63年3月31日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該両期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 香川厚生年金 事案 516（事案 193 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月から同年6月1日まで

前回、「昭和35年3月8日に専門学校を卒業して帰郷し、A社に正社員として入社後、B社の技術修理講習会に参加したにもかかわらず記録が欠落しているのはおかしい。」旨の申立てをしたところ、申立期間に係る同社での勤務実態は認められたものの、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除は認められないという判断がなされたが、記憶をたどったところ、女性同僚二人の名前を思い出した。両名は総務担当であったことから、当時の厚生年金保険への加入状況等の記憶が残っていると思われるので再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立期間当時の同僚の供述及び申立人から提出されたB社が行った技術修理講習会の修了証書等から、申立人がA社に昭和35年3月に入社し、申立期間において勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いこと、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難いこと、及び申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月4日付けで年金記録の訂正は必要で

ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人が新たに思い出した申立期間当時社会保険事務を担当していた同僚に照会したところ、「当時、パート勤務者はおらず、全員正社員として厚生年金保険に加入していた。申立人の雇用形態や勤務内容が途中で変わったことも無く、講習会や研修には正式採用された者が参加していた。」と供述していること、及び申立期間当時、申立人と同様な業務を行っていた同僚二人のうち一人からは、「全員正社員で、社会保険には全員加入していた。見習い期間は無かった。」、また、別の一人からは、「申立人は正社員だった。会社は、全員入社後すぐに社会保険に加入させていた。」とする新たな供述が得られたことから、申立人が申立期間において同社に勤務し、昭和 35 年 6 月 1 日の前後において申立人の勤務形態に変更は無く、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の A 社における資格取得日については、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の入社日に係る当時の関連資料や供述を得ることができず、また、申立期間当時の同僚も申立人の入社日に関しての記憶が無い上、このほかに申立人の入社日を特定できる関連資料等も無いところ、申立人は同社への入社日について、「昭和 35 年 3 月 8 日に専門学校を卒業後、帰郷し、すぐに同社へ入社したので同年同月 10 日ごろと記憶している。」と主張しており、この主張に不自然な点も見当たらないことから、同年 3 月 10 日を同社における資格取得日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から 1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の関連資料や供述を得ることができないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から45年11月まで

私が20歳になった時に、同居していた父親が私の国民年金の加入手続をした上、自治会による集金の際に、私の国民年金保険料も両親の分と一緒に納付してくれていた。申立期間当時、私が住んでいた地域は農村部であり、町全体として20歳に達した者は必ず国民年金に加入し、保険料を納付しなければならないという意識が高かったので、申立期間の保険料を間違いなく納付しているはずである。

また、私が現在所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号で発行された領収書が残っており、国民年金手帳記号番号が二つ存在していることにも疑問があるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の保険料については、集金による納付を行っていた。」と主張しているが、申立人は、昭和48年3月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、その後の55年5月に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できるものの、当該手帳記号番号は同年中に統合処理されており、48年3月以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、申立人が主張している申立期間に係る保険料の納付はできなかったものと考えられる上、48年3月の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、特例納付した形跡もうかがえない。

また、申立人は、「私が20歳に達したところに、父親が私の国民年金の加入手続及び保険料納付手続を行ってくれた。」と主張しているところ、申立人の父

親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとされる申立人の父親は既に死亡していることから加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から35年1月18日まで

私は、昭和32年10月からA社B支店の営業課に勤務し、約2年後に引き抜きによりC社へ移るまで継続して勤務していた。しかし、A社B支店における厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店からC社に転職した経緯に関する申立人の主張は、申立期間当時、両社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚数人が記憶している申立期間当時の状況と一致していることから、申立人が申立期間当時、A社B支店において、勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、A社B支店における勤務内容について、「外回りの営業課の職員であった。」と主張しているところ、申立期間当時、同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、供述を得られた5人は、「営業社員については、申立期間当時、全員厚生年金保険には加入しておらず、昭和35年に労働組合運動が盛んになってから、営業社員も厚生年金保険に加入することになった。」旨供述をしている。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和32年5月1日から35年11月28日までの期間に同保険の被保険者資格を取得している69人について、その資格取得日を見ると、35年7月1日付けで、45人が一度に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和40年にD社に統合された後、その営業部門の一部は、平成14年に現在のE社に事業譲渡されているが、D社及びE社は、「申立期間当時の人事記録等、申立内容に係る事実を確認できる資料は無い。」旨回答していることから、申立期間当時の関連資料を得ることができない。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和28年7月1日から申立期間後の35年2月17日までの期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 10 日から 61 年 1 月 20 日まで

私は、勤めていたA社が倒産したため、取引のあったB社の社長に誘われ、A社での同僚一人と共に印刷機のオペレーターとして働くようになったが、夜勤であったため、体調を崩して退職した。

申立期間に、雇用保険の被保険者記録があることから、厚生年金保険料についても給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び現在のB社の取締役の供述から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「A社倒産後、同社での同僚一人とともにB社で勤務した。」と主張しているが、現在のB社の取締役及び同社の近隣のC事業所の事業主が「A社が倒産した後、B社では、A社の元従業員が申立人を含めて5人程度勤務していた。」旨供述している上、C事業所の事業主は、「A社の元従業員は、いずれも次の仕事が見つかるまでの一時的な雇用であったと思う。」と供述していることから、A社の元従業員で、申立期間当時、B社で勤務していたとみられる同僚二人のオンライン記録を見ると、一人は、同社で被保険者資格を取得していることが確認できるものの、その被保険者期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和60年8月31日に同社に係る被保険者資格を喪失した後、約2か月経過した同年11月1日からとなっており、他の一人は、B社での被保険者記録は無い。

また、B社の取締役は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連書類は無く、申立人の厚生年金保険の取扱いについても不明。」と供述しており、申立期間当

時の申立人を含めたA社倒産後、B社で勤務していた同僚の厚生年金保険料の控除に関する関連資料を得ることはできないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に同保険の被保険者として確認できるのは、事業主とその妻、子息及び前述の昭和60年11月1日にB社で被保険者資格を取得している同僚の4人のみである上、同社の取締役は、「申立期間当時、延べ20人程度の従業員が出入りしており、アルバイトとして雇用していた者もいたので、厚生年金保険を適用しない従業員もいた。」と供述している。

さらに、A社の元従業員で、申立人と共にB社に移り、夜勤に従事していたとする同僚一人について、申立人は、「氏名は覚えていないが、当該同僚は私より前に同社を退職した。」と主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和60年8月31日から申立人がD社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している61年6月2日までの期間に、B社において、同保険の被保険者資格を取得しているのは、前述の60年11月1日に被保険者資格を取得している同僚一人のみであることが確認できることから、当該同僚は申立期間の終期である61年1月以後も被保険者記録が継続していることから申立人の主張と符合しない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び申立期間前後の昭和46年6月8日から62年4月1日までの期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間当時、B社に係る健康保険証を使用して通院したと主張しているが、申立人が通院したとしている病院のうち、唯一通院歴が確認できたのは、オンライン記録から申立人がD社に勤務していた期間の昭和63年1月19日を初診日とする通院記録のみであり、申立期間における通院歴は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月23日から35年8月10日まで  
年金事務所から送られてきた船舶所有者Aに係る船員保険の期間照会結果では、被保険者資格取得日が昭和35年8月11日となっているが、私は、同保険に加入する約束で、32年1月23日から船舶所有者AのB丸に乗船し、同保険料を控除されていたはずであるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人が、申立期間において、船舶所有者AのB丸で勤務していたことが認められる。

しかしながら、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において、同船舶所有者が船員保険の適用となった日の記載は無いものの、申立人が昭和35年8月11日に被保険者番号\*番で同保険の被保険者資格を取得していることから判断すると、同船舶所有者は、同日に船員保険の適用となったことが推認できる。

また、申立人がB丸への乗船を誘われたとする同船舶の乗組員及び申立期間当時、申立人と一緒にB丸に乗っていた船舶所有者Aの弟に係るオンライン記録を見ると、両人共に申立期間において、同船舶所有者に係る船員保険の被保険者記録は無い。

さらに、船舶所有者のAは死亡しており、その妻も「事務の関係は亡夫が一人で行っていたので、分からない。」と供述していることから、申立期間当時の船員保険料控除に関する供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 21 日から 48 年 3 月 21 日まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録の照会をしたところ、A社（現在は、B社）で勤務していた期間のうち、昭和 46 年 10 月 21 日から 48 年 3 月 21 日までの期間が、厚生年金保険に加入していないことになっていた。  
私は、申立期間の前後を通じ、A社で継続して勤務し、申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたと思うので、記録の欠落に納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に在籍していた同僚は、「申立人とは仲が良く、勤務を終えて帰る際、声を掛けて一緒に帰っていた。」と供述していることから、申立人が申立期間において、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社の人事担当者は、「申立期間当時の事務担当者が既に亡くなっており、当時の事情を知る者もないことに加えて、申立期間における人事や給与の記録に関する書類についても店舗の異動があった際、破棄したため残っていない。」と供述しており、申立人の申立期間におけるA社での勤務形態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社を昭和 46 年 10 月 20 日に離職し、48 年 3 月 21 日に再度、同社において資格を取得するまでの間、雇用保険に未加入となっており、当該雇用保険未加入期間と申立人のオンライン記録上の厚生年金保険未加入期間が一致していることが確認できる。

さらに、B社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者

資格喪失確認通知書」に、「証返納済」の押印が確認できることから、A社が昭和46年10月21日付けで厚生年金保険被保険者資格喪失手続を行うに当たって、申立人は、同社に健康保険被保険者証を返納したと考えられる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が資格を喪失した同日から再度資格を取得した48年3月21日までの間に健康保険整理番号に欠番は無く、同原票に不自然な点はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。